

ID	
受付日	

※ 「ID」欄に修習専念資金IDを記載すること。

※ 「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

繰上返還申請書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習専念資金の貸与を受けていた者ですが、繰上返還をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

氏名 (自署)	フリガナ 氏		押印欄 
	名		
現住所	フリガナ (〒 一)		
	都道府県		

2 繰上返還の方法(①から③までのいずれかを選択する。)

- ① 返還すべき修習専念資金の残額を一括して返還する。

繰上返還額 円

- ② 複数年分の年賦金を一時に納付する。

繰上返還年数 年分

繰上返還期間 平成 年 ~ 平成 年 分

繰上返還額 円

納付告知書の送付時期((a)又は(b)のいずれかを選択する。)

- (a) 納入告知書を直ちに送付していただきたい。
 (b) 納入告知書を年賦金の納入告知書の送付時期(7月上旬)に送付していただきたい。

- ③ 納付期限の到来していない年賦金のうち、1年分の年賦金を納付する。

3 各年賦金の納付期限の順次繰上げ(2の②又は③の場合のみ選択する。)

- ① 各年賦金の納付期限の順次繰上げを行う。(最終の年賦金の納付年度 平成 年度)

- ② 各年賦金の納付期限の順次繰上げを行わない。

添付書類	<input type="checkbox"/> 申述書(②の場合のみ添付)
------	--

(注意)

- この申請書は、繰上返還に係る年賦金についての修習専念資金貸与要綱(平成24年11月3日施行。最終一部改正施行日:平成29年11月1日)第17条に規定する納入告知書の発送の予定期日の2週間以上前の日までに提出しなければならない。
- 繰上返還は、納入告知書に記載されている期限までに行わなければならない。期限を超過した場合は、納入告知書に記載したところにより年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を併せて納付しなければならない。
- 3の②は、やむを得ない事由があるときに限り認められる。

【記載例】

訂正する場合は、二重線で該当箇所を抹消し、必ず押印してください。



修習専念資金IDを記載してください。

ID	
受付日	

※「ID」欄に修習専念資金IDを記載すること。

※「受付日」欄は、最高裁判所において記載するので、何も記載しないこと。

繰上返還申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習専念資金の貸与を受けていた者ですが、繰上返還申請します。

戸籍姓を記載してください(旧姓・通称は不可)。フリガナは、必ず記載してください。

記

スタンプ式の使用はできません。朱肉で鮮明に押ししてください。
押し損じた場合は、余白に押し直してください。

1 申請者

氏名 (自署)	フリガナ シホウ	イチロウ	押印欄
氏	司 法	名 一 郎	
現住所	フリガナ サイタマケン ワコウシ ミナミ (〒 351 - 0104) 埼玉 都道府県 和光市 南 2-3-8-201		

悪い例

 濃み 矢けている 不鮮明

現住所は正確に記載してください。
また、郵便番号、フリガナも必ず記載してください。

2 繰上返還の方法(①から③までのいずれかを選択する。)

① 返還すべき修習専念資金の残額を一括して返還する。

繰上返還額 円

② 複数年分の年賦金を一時に納付する。

①, ②, ③のいずれかを必ず選択してください。
繰上返還年数 2 年分

繰上返還期間 平成 30年 ~ 平成 31年分

②を選択した場合、必ずいづれかを選択してください。

繰上返還額 59万8千円

納付告知書の送付時期((a)又は(b)のいづれかを選択する。)

(a) 納入告知書を直ちに送付していただきたい。

(b) 納入告知書を年賦金の納入告知書の送付時期(7月上旬)に送付していただきたい。

③ 納付期限の到来していない年賦金のうち、1年分の年賦金を納付する。

3 各年賦金の納付期限の順次繰上げ(2の②又は③の場合のみ選択する。)

① 各年賦金の納付期限の順次繰上げを行う。(最終の年賦金の納付年度 平成 年度)

② 各年賦金の納付期限の順次繰上げを行わない。

付書類

申述書(②の場合のみ添付)

②は、やむを得ない事由(外国出張等)がある場合にしか選択できません。

2で②又は③を選択した場合にのみいづれかを選択してください。は、やむを得な

請書は、繰上返還(平成24年11月1日)第1回返還は、納入告により年14.5%。

②を選択した場合は必ずチェックし、やむを得ない事由についての申述書を添付してください。

専念資金貸与要綱(平成24年11月3日施行。最終一部改正施行日: 年の予定期日の2週間以上前日の日までに提出しなければならない。)を行わなければならない。期限を超過した場合は、納入告知書に記載した旨を併せて納付しなければならない。